

仕 様 書

(遵守事項)

1 賃貸借物件である車両（以下「リース車両」という。）は、市長専用車として使用するものであり、納入及びメンテナンス等については、この仕様書によるほか、細部については、本市の指示に基づいて行わなければならない。

(疑義に対する解釈)

2 この仕様書に疑義がある場合は、本市が契約書に定める賃貸人（以下「賃貸人」という。）の協議により解決しなければならない。

(製作の着手)

3 設備として当然必要と認められるものは、別添車両仕様書に記載していない事項であっても、賃貸人の費用をもって設計製作しなければならない。

(リース車両の仕様)

4 リース車両の仕様については、別添車両仕様書のとおりとする。

(借受台数)

5 1台とする。

(借受期間)

6 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60か月）とする。

(所轄官庁の手続き)

7 リース車両の納入に際し、賃貸人はリース車両に係る次に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 自動車損害賠償保険の申請及び保険料の納入を行うとともに、同保険証及び所轄陸運局の車体検査証を添付する。

(2) 自動車税の納入を行うとともに、これを証する書類を添付する。

(3) 自動車保管場所証明書の申請及び手数料の納入を行うとともに、「保管場所標章」を所定の位置に貼り付ける。

(自動車検査証の記載事項)

8 自動車検査証の記載内容については、次のとおりとする。

(1) 使用者 札幌市

(2) 使用者の住所 札幌市中央区北1条西2丁目

(3) 使用の本拠の位置／自動車の所在する位置 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

(自動車保険関係事項)

9 賃貸人は、リース車両について、自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入すること。ただし、契約解除後は速やかに名義変更すること。なお、任意保険内容は以下のとおりとする。

(1) 年齢制限 無制限

(2) 対人保険 無制限

(3) 対物保険 無制限（免責額なし）

(4) 搭乗者保険 1名につき1,000万円

(5) 車両保険 時価（免責額なし）

(メンテナンス・修理関係)

10 賃貸人は、リース車両について、次に掲げるメンテナンス及び修理等を行うものとする。

なお、年間（1年度）走行見込距離数は約14,000kmとする。

(1) 法定定期点検

(2) 継続検査（車検整備）

(3) 一般修理（消耗、摩耗、故障部品の交換および修理）

(4) エンジンオイル、オイルエレメントの交換

エンジンオイルは5,000km毎に交換する。ただし、最低6ヶ月に1回は交換する。

オイルエレメントは10,000km毎に交換する。ただし、最低1年度に1回は交換する。

(5) バッテリー充電、交換

必要に応じて充電又は交換する。

(6) ワイパー交換

状態又は季節に応じて交換する。冬季はウィンターブレードに交換するものとする。

(7) タイヤ交換

状態又は季節に応じて交換する。夏タイヤについては、最低3年度に1回、冬タイヤ（スタッドレスタイヤ）についても、最低3年度に1回は別紙車両仕様書に記載の新品に交換するものとする。

(8) その他の装置等の整備

別添車両仕様書に掲げる上記以外のリース車両に係る装置、装備、付属品及び追加装備（無線を除く。）については、その状態に応じて随時、メーカー保証内容に基づき点検整備、補修又は交換を行うものとする。

(9) 代車

メンテナンス及び修理等の際に車を使用できない期間については、賃貸人により代車を用意すること。なお、この場合の代車については、別添車両仕様書に記載のもの、もしくは同程度に使用することができるものとする。

（費用負担）

11 契約書に定めるもののほか、賃貸人は次の費用を負担するものとする。ただし、燃料費及びタイヤパンク修理費用、ウォッシャー液費は、本市の負担とする。

(1) 車両登録費用

(2) 自動車取得税

(3) 自動車税

(4) 自動車重量税

(5) 第7項の手続きに要する費用

(6) 第9項の自動車損害賠償責任保険料及び任意保険料

(7) 第10項のメンテナンス及び修理等に要する費用

（納入場所及び保管場所等）

12 引渡場所及び保管場所については次のとおりとする。

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局秘書部（札幌市役所本庁舎地下車庫）

（点検結果の報告）

13 賃貸人は、リース車両に係る法定点検の点検結果等について、当該点検終了後、速やかに本市に報告するものとする。

14 リース期間満了後におけるリース車両の再リースについて当事者は協議することができる。また、再リースの期間については、月単位での再リースが可能であることとする。